

議案第 6 号

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
を別紙のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）による農業委員
会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）及び農地法（昭和 27 年法律第 229 号）
の一部改正に伴い、君津市職員定数条例（昭和 45 年君津市条例第 10 号）、証人等の費
用弁償に関する条例（昭和 45 年君津市条例第 20 号）及び君津市企業誘致条例（昭和
62 年君津市条例第 2 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例

(君津市職員定数条例の一部改正)

第1条 君津市職員定数条例(昭和45年君津市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条第2項」を「第26条第2項」に改める。

(証人等の費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 証人等の費用弁償に関する条例(昭和45年君津市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第29条第4項」を「第35条第4項」に改める。

(君津市企業誘致条例の一部改正)

第3条 君津市企業誘致条例(昭和62年君津市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条による改正 君津市職員定数条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第26条第2項</u>並びに消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項の規定に基づき、議会、市長、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、農業委員会並びに教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関並びに消防機関に勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）及び企業職の職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条による改正 証人等の費用弁償に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第3項及び農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第35条第4項</u>の規定に基づき、市議会、市選挙管理委員会及び公聴会等に出頭又は参加した者（以下「証人等」という。）の費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第3条による改正 君津市企業誘致条例</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第20条第2項</u>並びに消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項の規定に基づき、議会、市長、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、農業委員会並びに教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関並びに消防機関に勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）及び企業職の職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第3項及び農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第29条第4項</u>の規定に基づき、市議会、市選挙管理委員会及び公聴会等に出頭又は参加した者（以下「証人等」という。）の費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。</p>

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 企業 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社及び農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。

(2) ～(7) 省略

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 企業 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社及び農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。

(2) ～(7) 省略